

八幡市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月25日

八幡市監査委員 大高友紀

八幡市監査委員 小川直人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

政策企画部 [生涯学習センター、生涯学習課、秘書広報課、人事課、政策企画課、市民協働推進課]

第3 監査の着眼点

令和6年度執行分の市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

監査対象課等から提出された監査資料及び抽出した項目を対象に関係資料の提出を求めて書類審査を行った。

また、関係職員に、事務事業の概要及びその執行状況等の説明を求め、さらに質問を加えて監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

事前に監査委員事務局の事務室等において書類審査を実施するとともに、令和7年5月8日及び同年5月22日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

また、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽微な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

なお、一部の事務について、次に示すように改善、検討を要する事項が見受けられたので意見を述べる。

【意見・要望事項】

[生涯学習センター]

特に意見・要望する事項はなかった。

[生涯学習課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[秘書広報課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[人事課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[政策企画課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[市民協働推進課]

消費生活に関する取組をまとめた年間事業報告冊子を作成・配布している。同内容は市ホームページにも掲載されているため、今後は冊子作成の必要性を精査するとともに、紙媒体の縮小に向け、効率的かつ効果的な広報の在り方を検討されたい。